平成２７年（フ）第１９０号
千葉県松戸市小金1709番地の245
債務者　山本　伸二
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１６号
千葉県柏市新富町２丁目９番31号
債務者　金子ゆかり
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２２号
千葉県流山市向小金３丁目139番地の31　エクセル小林Ⅱ－１－Ｂ
債務者　松尾康二郎
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６号
山口県柳井市柳井3086番地５
債務者　吉岡　嘉之
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第４１３号
神戸市兵庫区駅南通２丁目２番22―203号
債務者　幸得　　実
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２１号
神戸市灘区水道筋５丁目２番10―402号
債務者　ＡＵＢＥこと　川村　豊子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５２号
宮崎県西都市大字三宅4422番地１　県営石貫団地１―15号
債務者　橋口太一朗
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６０号
福島県二本松市安達ケ原２丁目100番地２　ソレイユ102号
債務者　小川　裕代
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１０９号
青森市大字羽白字沢田482番地１
債務者　苧毛　令子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市武２－５－１、住民票上の住所神奈川県横須賀市長井１丁目24番２号
債務者　泉　　真志
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１０２号
神奈川県横須賀市武２－５－１、住民票上の住所神奈川県横須賀市長井１丁目24番２号
債務者　泉　　典子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１０６号
神奈川県横須賀市池上１丁目４番４号　石渡アパート２Ｆ
債務者　清原　　寛
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３９号
和歌山県紀の川市貴志川町長原440番地２
債務者　北岡　正枝
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４０号
和歌山県紀の川市貴志川町長原440番地２
債務者　北岡　延啓
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２号
和歌山市雑賀崎1075番地
債務者　池田　芳弘
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
和歌山市三葛397番地の23
債務者　山本　勝司
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５７号
和歌山県橋本市東家３丁目４番９号
債務者　松上企画こと　松上　竜兵
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７１７号
名古屋市北区若鶴町175番地　サングリーンハイツ丹羽103号
債務者　万菊こと　大野　謙二
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部